

国民健康保険税の年金天引きが 中止となる方ご注意ください



■問合せ 国保年金課国保係 ☎029-885-0340 (内) 116

世帯主と国民健康保険（国保）加入者全員が65歳から74歳の世帯の方は、原則、国民健康保険税（国保税）を特別徴収（年金からの天引き）により納付していただいております。

しかし、**次のような場合は特別徴収は中止され、年度の途中に特別徴収から普通徴収へ変更**となります。

- ・介護保険料と国保税を合わせた額が、対象年金額の2分の1以上となる場合
- ・世帯主が国保を脱退した場合
- ・65歳未満の世帯員の国保加入があった場合



普通徴収へ変更となった場合の納付方法

4・6・8月に年金天引きにより納付いただいた後、10月からの特別徴収は中止となり、9月から翌年の2月までに納付書または口座振替により納付いただきます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
特別徴収	○		○		○		—		—		—
普通徴収				—	—	○	○	○	○	○	○

普通徴収へ変更となる方のうち、国保税の口座振替の登録がされていない場合

7月中旬に6回分の納付書を送付しています。納付書が届いた方については、自動で国保税が徴収されなくなるため、納め忘れにご注意ください。

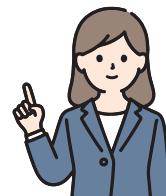
国保税の納付は、安全・安心・確実な「口座振替」を推奨しています

申込方法

- ①窓口 「通帳等口座情報が確認できるもの」と「届出印」を持参のうえ、役場収納課窓口または村内金融機関で申込みしてください。
- ②郵送 村ホームページから「口座振替依頼書」をダウンロードし記入のうえ、役場収納課あて送付してください。



▲納付の方法
(美浦村HP)



(広告欄)

不動産売買、賃貸仲介、賃貸管理、
不動産買取、不動産コンサルティング

TK 東洋開発株式会社

不動産物件のお問い合わせは ☎029-886-9991
営業時間／9:30～17:30 定休日／土・日
〒300-0414 美浦村信太2627-1

相続・土地・農地・
建設業許可・経営事項審査 の手続き代行します！

行政書士 桑名宏 事務所

美浦村木原2956
☎029-885-0316